

幼稚園教育要領（2017年）改訂と接続期の学び

中村勝美*

(2017年11月9日 受理)

Course of Study for Kindergarten Modified in 2017: A Focus on Transition from Kindergarten to Primary School Education

Katsumi NAKAMURA*

Keywords: Course of Study for Kindergarten 幼稚園教育要領, Transition 接続, Curriculum カリキュラム

1. はじめに

2017年3月に「幼稚園教育要領」, 「保育所保育指針」, 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂が告示された。これら3つの要領・指針における3歳児以上の教育内容については共通化が図られているが, 幼稚園教育要領においては, 第1章総則の第2節に新たに, 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示された。このことは1989年以来の大改訂として驚きをもって迎えられた一方で, これまでの文部科学省の説明に従えば幼稚園教育の基本的考え方や領域構成は維持されており, 大きな変更ではないという見方も示されている。

本稿の目的は, 2017年改訂について, 小学校との接続という視点から, その社会的背景と意味について明らかにすることである。第2節においては, これまでの幼稚園教育要領の改訂の経緯から, 保育内容の変遷について概観する。第3節においては, 1998年および2008年の改訂の背景を, 「家庭の教育力の低下」と子ども問題の発見という視点から明らかにする。第4節では, 小学校教育との接続が幼児教育の課題として要請された要因と議論の経過について明らかにする。

2. 保育内容の変遷—幼稚園教育要領の改訂を中心に

幼稚園教育要領は, 1956(昭和31)年に作成されてから, 1964(昭和39)年, 1989(平成元)年, 1998(平成10)年, 2008(平成20)年と2017年以前に4回の改訂が行われている。

文部科学省によれば, これまでの幼稚園教育要領改訂の経緯及び概要は次のとおりである^{1,2)}。表1は幼稚園教育に関する事項を年表として示したものである。

1956年の幼稚園教育要領は, 実質的には, その前身である1948(昭和23)年の「保育要領」が改訂されたものである。「保育要領」は, 幼稚園だけでなく, 保育所や家庭における保育の手引書を目指した試案として刊行されたが, 「幼稚園教育要領」は幼稚園の教育課程のための基準を示すものとして編集された。

1964年, 学校教育法施行規則76条が改正され, 「幼稚園の教育課程については, この章に定めるもののほか, 教育課程の基準として文部大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。」との規定に改められた。これにより, 幼稚園教育要領は, 小学校・中学校・高等学校の場合の学習指導要領と同様に, 文部省告示として公示することとされ, 教育課程の基準としての性格が明確化された。1964年改訂に1年遅れて, 保育所保育指針が通知, 施行されている。その後の1989年改訂以降は, ほぼ10年おきに実施された幼稚園教育要領の改訂に合わせ, 保育指針も改訂され, 3歳児以上の保育内容について内容の整合性が図られるようになった。

次に内容の変遷について, 概略を明らかにする¹⁻⁴⁾。

1948年「保育要領」は幼稚園に限らず, 保育所, 家庭における「幼児教育の手引書」として刊行されたものである。1947年に文部省に設置された「幼児教育内容調査委員会」において, 連合総司令部民間情報教育局の顧問であったヘレン・ヘファナン(H. Heffernan), 倉橋惣三, 山下俊郎, 文部省学校教育局坂元彦太郎らにより作成された保育要領の理念は, 児童中心主義であった。保

* 広島女学院大学人間生活学部幼児教育心理学科教授

表1 幼稚園教育要領等の変遷（年表）

年	幼児教育の内容に関する事項	乳幼児・家庭に関する政策等
1948（昭和23）年	「保育要領」刊行	
1952（昭和27）年	厚生省「保育指針」刊行	
1956（昭和31）年	「幼稚園教育要領」編集	
1964（昭和39）年3月	改訂「幼稚園教育要領」告示	
1964（昭和39）年4月	改訂「幼稚園教育要領」施行	
1965（昭和40）年8月	「保育所保育指針」通知・施行	
1986（昭和61）年9月	文部省幼稚園教育要領に関する調査協力者会議「幼稚園教育の在り方について」	
1989（平成元）年3月	改訂「幼稚園教育要領」告示	
1990（平成2）年3月	改訂「保育所保育指針」通知	
1990（平成2）年4月	改訂「幼稚園教育要領」施行，改訂「保育所保育指針」施行	
1994（平成6）年		12月「エンゼルプラン」策定
1997（平成9）年11月	文部省「時代の変化に対応した今後の幼稚園教育の在り方について」（最終報告）	
1998（平成10）年12月	改訂「幼稚園教育要領」告示	
1999（平成11）年3月	改訂「保育所保育指針」通知	
1999（平成11）年		12月 新「エンゼルプラン」策定
2000（平成12）年4月	改訂「幼稚園教育要領」施行，改訂「保育所保育指針」施行	
2002（平成14）年		9月 厚生労働省「少子化対策プラスワン」発表 少子化対策基本法
2003（平成15）年7月		「発達障害者支援法」「子ども・子育て応援プラン」
2004（平成16）年12月		
2005（平成17）年1月	中央教育審議会「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」（答申）	
2006（平成18）年		10月 認定こども園の発足，12月 教育基本法改正 6月 学校教育法改正
2007（平成19）年		
2008（平成20）年3月	改訂「幼稚園教育要領」告示，改訂「保育所保育指針」告示	
2009（平成21）年4月	改訂「幼稚園教育要領」施行，改訂「保育所保育指針」施行	
2010（平成22年）11月	幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」	1月「子ども・子育てヴィジョン」策定
2012（平成24年）		8月 子ども子育て関連3法 文部科学省，家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」
2014（平成26）年4月	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」告示（内閣府・文部科学省・厚生労働省）	
2015（平成27）年4月	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」施行	
2016（平成28）年12月	中央教育審議会「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（答申）	
2017（平成29）年3月	改訂「幼稚園教育要領」告示，改訂「保育所保育指針」告示，改訂「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」告示	2月 自由民主党「家庭教育支援法」案
2018（平成30）年4月	改訂「幼稚園教育要領」，改訂「保育所保育指針」，改訂「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」施行予定	

（筆者作成）

育の目標は子どもの興味関心から出発し，子どもの活動は現実の生活を通して行われるものとされ，「楽しい幼児の経験」として12の具体的な活動項目が示されている。

1956年には名称が「幼稚園教育要領」となり，幼稚園教育の教育課程の基準として大綱化を図る観点から，全面改訂が行われた。学校教育法に掲げられた目的・目標

に従い，その目標を達成するための教育内容が「望ましい経験」として示され，6つの「領域」に分類された。これによって，保育内容が系統化されたが，各領域の内容は総合的に経験させるものであり，「領域」と「教科」は異なる概念であるとして，小学校以上の教育との違いが明示された。しかしながら，6領域（健康・社会・自

然・言語・絵画制作・音楽リズム）の名称が小学校教科と連動することにつながり、保育内容を保育者主導で領域ごとに取り出して指導するという保育実践を生み出したと指摘される。

1989年改訂は4半世紀ぶりに実施された全面改訂である。上述した知識・技能中心の教科主義的教育に対する批判を踏まえ、幼稚園教育の基本を明確に示すことにより、幼稚園教育に対する共通理解が得られるようにするという観点から改訂が行われた。主要な変更点は、第一に、「幼稚園教育は環境を通して行うものである」ことを「幼稚園教育の基本」として明示したこと、第二に、ねらいや内容を幼児の発達の側面からまとめて、5つの領域を編成（健康・人間関係・環境・言葉・表現）したことである。これにより、小学校の教科カリキュラムと領域の差異がより明確になった。また、幼稚園生活の全体を通して総合的に育つことが期待される心情、意欲、態度を「ねらい」として示し、「ねらい」を達成するために幼児が経験し教師が指導する事項が「内容」として示された。これにより、「ねらい」と「内容」の関係が明確化された。この改訂はわが国の保育の原点である倉橋惣三の保育論に強く影響を受けている。

1998年の再改訂では、1989年改訂の主旨と基本的考え方を維持する一方、幼児が自由に遊ぶのに任せるのではなく、よりよい実践が図られるための教師の役割について基本的な考え方—教師が計画的に環境を構成すること、幼児の活動場面に応じて教師が様々な役割を果たすべきことが明確化された。5領域に変更はないが、指導計画作成上の留意事項として、小学校との連携、子育て支援活動、預かり保育について明示された。

2008年の改訂では、幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実させることが盛り込まれた。幼稚園と家庭との連続性を確保するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育への理解を深めるための活動の重視、預かり保育の具体的な留意事項の記載、子育て支援活動の例示が行われた。

神長⁵⁾によると、2008年教育要領改訂のポイントは次の4つであり、改訂内容はこれら4つの視点のいずれかに位置づけられる。1つは、発達や学びの連続性の確保、とりわけいかにして幼児期の学びを小学校教育につなげていくかということを重視する点である。2つめは、家庭や地域社会にあった学びの機会が失われたことへの対応として、領域「人間関係」「ことば」が重視されていることである。3つめは、幼稚園と家庭生活の間に連続性を構築する視点であり、家庭の教育力の活性化を図ることである。4つめは、第3点と関連しており、子育て支援や預かり保育等の幼稚園機能の拡大を図ることである。

3. 幼稚園教育要領改訂の社会的背景

本節では、1998年及び2008年の改訂について、背景となる子どもを取り巻く環境の変化がどのようにとらえられていたのかについて明らかにする。主な資料は、文部省「時代の変化に対応した今後の幼稚園教育の在り方について」（最終報告、1997年）及び、中央教育審議会「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」（答申、2005年）である。

はじめに、幼稚園を取り巻く社会状況について概観したい。図1は、1948（昭和23）年から2017（平成29）年

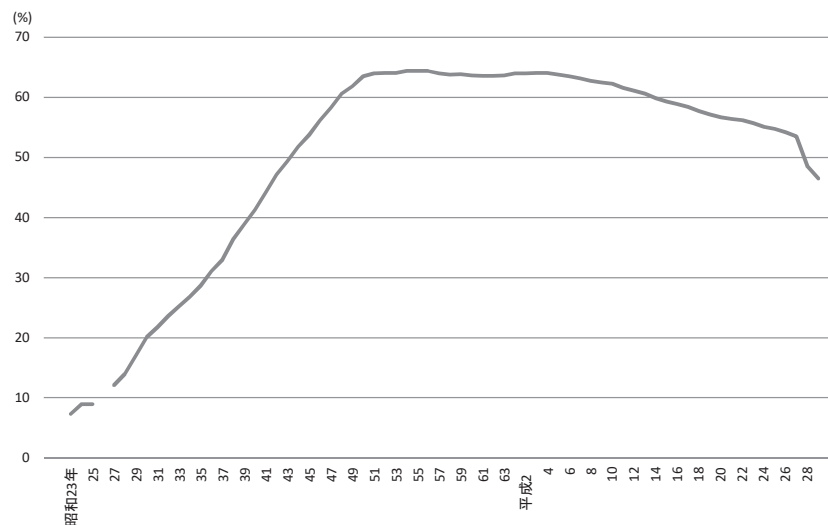


図1 幼稚園 就園率（昭和23年～平成29年）
（学校基本調査、年次統計 幼稚園進学率より筆者作成）

までの幼稚園就園率である。この数値は小学校及び義務教育学校第1学年児童数に対する幼稚園修了者数の比率から算出されているため、5歳児就園率にあたる。

就園率は1950年代半ばから増加し始め、1969（昭和44）年に初めて50%を超えた。就園率はその後も上昇を続け、1975（昭和50）年から1994（平成6）年までの20年間、多少の増減はありつつも63.5%から64.4%の間を推移している。1995（平成7）年以降、就園率は一貫して減少し始め、2002（平成14）年には60%を下回った。2016（平成28）年以降、就園率は50%を切っているが、これはこの年から幼保連携型認定こども園修了者が別枠で算出されるようになった影響によると考えられる。

1994（平成6）年のエンゼルプラン策定以降、共働き家庭の増加により保育所の拡充が進められてきた結果、幼稚園就園率は長期的に漸減傾向にあるといえる。図2に示したように、在籍者数を見てみると、第2次ベビーブーム世代が在籍した1978（昭和53）年の249万7,895人をピークとして、その後は在籍者数の減少が続いている。3歳児保育の増加、満3歳児保育の導入などにより、減少幅は若干ならぬかになるものの、少子化の影響によって現在の総園児数はピーク時のおよそ半数にまで減少している。

第15回出生動向基本調査（2015年実施）によれば、子どもを産んだことのある妻の出産後のライフステージ別（子どもの追加予定の有無、末子の年齢別）に就業状態を見ると、子どもの追加予定のある夫婦の場合、正規、パート・派遣、自営業を含めて52.7%が就業している。1977年に実施された第7回の同調査から約40年の推移を

みると、いずれのライフステージにおいても妻の就業率は上昇傾向にある⁶⁾。

また、第15回調査において結婚前後の妻の就業状態を見てみると、結婚退職は減少しており、結婚前後の就業継続率は7割を超えている。第1子出産前後の妻の就業形態の変化を見ると、出産退職も減少しており、第1子出産前後の就業継続者の割合は、前回調査（2005～09年）の29.0%から、2010～14年の38.3%へと10%近く上昇している⁶⁾。2017年の幼稚園園児数が127万1,931人であるのに対し、保育所等を利用する3歳以上児は151万5,183人（利用率49.3%）である^{注1)}。育児休業法や保育所の整備、若い世代の雇用の不安定化や賃金の減少が妻の出産後の就業継続を促進した結果、保育所の利用率が上昇し、幼稚園就園率が低下していることがうかがえる。

明治期以降、拡大を続けてきた幼稚園をとりまく環境は、90年代末から2000年代にかけて、少子化と共働き家庭の増加により大きな転換期を迎えたことが明らかである。幼稚園と保育所が教育と養護の機能をそれぞれ拡張することによって、重なる部分が大きくなっていき、認定こども園創設にみられるような幼保一元化への道筋が開かれたのもこの時期である。

次に、1997（平成9）年に最終報告が示された「時代の変化に対応した今後の幼稚園教育の在り方について」（以下、報告書と略記）から、1998年要領改訂の背景を明らかにする⁷⁾。

本報告書は、第15期中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について—子どもに〔生きる力〕と〔ゆとり〕を—」を踏まえ、完全学校週5日制

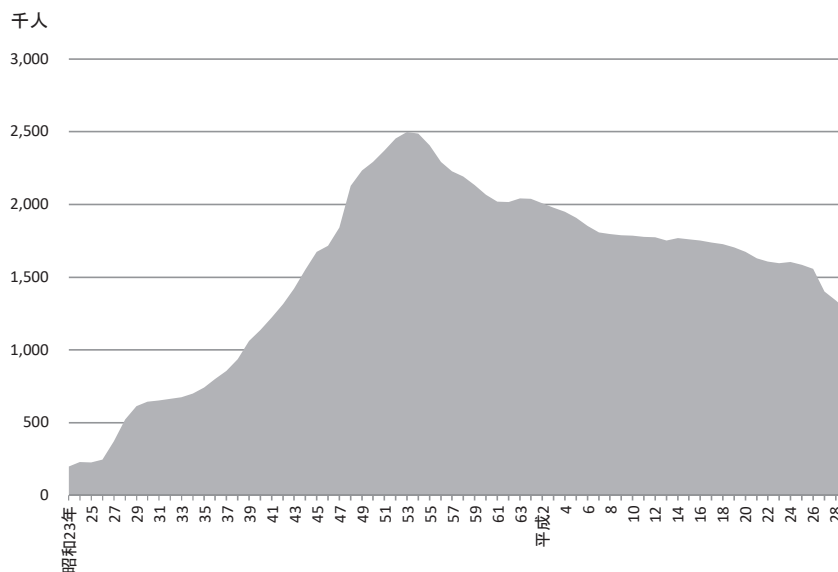


図2 幼稚園在籍者数（昭和23年～平成29年）
（学校基本調査，年次統計 在学者数より筆者作成）

の下で、ゆとりある教育活動を展開し、子どもたちに「生きる力」を育成するための教育内容について審議する教育課程審議会と連携を取りつつ基礎的調査研究を進め、その成果を取りまとめたものである。

報告書第1章「幼稚園教育をめぐる現状」第2節「幼児を取り巻く環境の変化」においては、第一に社会状況の変化として、都市化、核家族化、少子化、情報化の進行が指摘されている。特に幼児の生活に大きな影響を及ぼすものとされているのは、少子化と情報化である。報告書によると、子ども数の減少により、親の期待が一人の子どもに集中することとなるため、過干渉や過保護の傾向が増大する。また、兄弟姉妹や地域社会の同年代の子どもとの触れ合い、高齢者との触れ合いの減少が人間関係の希薄化を招くという。また、「公園デビュー」やビデオ、テレビゲームの普及を例に挙げ、親子の孤立化、戸外遊びの減少が問題視されている。

第二に、このような社会状況の変化を受けて、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている。ここでは、「子育ての大切さや喜びを実感できず、子育てを他者に依存しようとする傾向」、「子どもにどう対応していいかわからず」、「育児ノイローゼ」に陥る親、家庭教育に熱心だが、早期教育に向かう傾向のある家庭の姿が取り上げられる。地域の教育力の低下の証左としては、子どもが自由に遊べる身近な自然や広場の減少、近隣同士のかかわりが薄れていることが指摘されている。

このような環境の変化に伴い、幼児の発達には、体力の低下、間接情報は豊かであるが、直接体験に乏しく実物の感覚がもてない、自分から進んで環境にかかわる力が伸びていない、依頼心が強く、自分の力であるいは、友達と協力して物事に取り組む力が弱い、自我の形成および基本的な生活習慣の形成が十分でないなどの傾向が指摘されている。

続いて、2005年に出された中央教育審議会「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について—子どもの最善の利益のために幼児教育を考える」（答申、2005年、以下2005年答申と略記）により、2008年改訂の背景について明らかにする⁸⁾。

本答申は、「幼児教育の重要性について、国民各層に向けて広く訴えることを目的とした」と冒頭にあるように、幼稚園教育のみを取り上げるのではなく、それを中核として義務教育制度に接続する保育所、認定こども園での教育及び家庭教育を含めた幼児教育全般について検討されていることが特色である。

子どもの育ちの現状について、基本的な生活習慣や態度が身に付いていない、他者とのかかわりが苦手であ

る、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下している、情報に囲まれた環境にいるため、知識は増えているが、学びに対する意欲や関心が低いなどの課題が指摘されている。また、小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況として、いわゆる「小1プロブレム」への言及がなされている。

そうした子どもの育ちに影響を及ぼす要因として、次の点が指摘される。少子化、核家族化、都市化、情報化、国際化など経済社会の急激な変化により人々の価値観や生活様式が多様化する一方、人間関係や地縁的つながりの希薄化、経済性・効率性を重視する傾向、大人優先の社会風潮などが顕著になっていることである。これらが、子どもが育つ地域社会の環境、家庭の子育て環境を変化させ、幼稚園等施設の教員にも新たな課題を生じさせていると述べられるが、答申においてとりわけ紙幅が割かれているのは、家庭の教育力の低下についてである。

答申は、子育てを次のように定義している。

いうまでもなく、子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みである⁸⁾。

しかしながら、このような子育ての喜びや生きがいは、以下の点から実感することが難しくなっているという。第一に、家庭や地域社会の人々との支えあいが失われたため、子どもへのかかわり方が分からず悩み、情緒が不安定になる親が増えている。第二に、女性の社会進出が一般的になり、子育て支援策が拡充する一方、子育てに専念することを選択したものの、それを後悔する母親が存在する。第三に、豊かな社会で育った今の父親・母親世代は、合理主義、競争主義などの価値観から影響を受けており、効率的でなく思うようにならない子育てに、喜びよりもストレスを感じやすい。第四に、厳しい経済状況において長時間労働や過重労働が生じ、親が子どもと過ごす時間が十分でない。第五に、子育て環境改善のために拡充された子育て支援の取り組みが、かえって際限のない保育ニーズを生み出し、親の育児の肩代わりをしてしまうことがある。その場合、特に低年齢児にあっては、人との関係性の根幹を形成する上で必要となる、信頼できる大人との一対一による絶対的な依存関係を確保することが難しくなり、子どもの健やかな成長への影響が懸念されるという。

1997年報告ならびに、2005年答申が指摘する幼児を取り巻く環境の変化及び幼児の育ちの現状に対する課題意

識はほぼ共通している。しかし、2005年答申においては、子どもの育ちに悪影響を及ぼしている環境の変化として、「家庭の教育力の低下」がより一層強調されている。とくに、一面的な子育て像・親像を提示している点、「父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有する」という少子化対策基本法第2条（施策の基本理念）を引きつつ親の責任を強調している点、平成10年版厚生白書により公式に否定されたはずの「三歳児神話」を想起させる子どもへの心理的影響に言及している点が注目される。子育て支援の拡充が、かえって子どもの健やかな成長に「悪」影響を及ぼしたという問題の認識のされ方、さらにそれらの問題を子ども一人当たりの教員・保育士配置の基準の見直しではなく、親の子育てに対する不安やストレスを解消し、その喜びや生きがいを取り戻すような子育て支援をするという筋道を提示している点—これらは、子育て環境の悪化は、あくまで親の価値観や意識の変化に起因するという前提に基づいているといえるのではないだろうか。

こうした親や家庭へのまなざしの変化は、共働き家庭の増加により幼稚園就園率が低下し、保育所入所が増加した時期に重なる。また、本田⁹⁾が指摘するように、1990年代末から2000年代にかけて、阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件、神戸連続児童殺傷事件など未曾有の出来事による不安感の広がり、冷戦構造の終焉や近隣の新興国の経済的台頭による国際環境の変動により、政府や保守層はナショナリズムを喚起する意図を強めていた。そうした環境において、「健全かつ活力ある社会や経済の復活の必要性から、次世代の担い手たる子ども・若者に対する、不安・期待・願望が入り混じった関心」は、子どもが生まれて最初に属する集団である家族への関心と不可分に結びつきながら増大していった。こうして、教育力の低下した家族と劣化した子どもを再生させたいという願望が結実したのが、2006年教育基本法改正であるという。

周知のように2006年教育基本法においては、第十条に家庭教育が新設され、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と定められた。続く第十一条には幼児期の教育が新設され、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。」と定められた。2008年幼稚園教育要領も当然のことながら、これら法改正の影響を受けていた。

以上のように、90年代末から2000年代にかけて、幼稚園教育は、園児数の縮小という冬の時代を迎えると同時に、家庭と子どもの劣化という文脈においてその社会的重要性が高まるという二面的な状況を迎えていたといえよう。

4. 小学校教育との連携・接続の強化という視点

幼稚園教育と小学校教育との連携・接続という視点は、前述のように1998年改訂の際にすでに示されていたが、より強力に推進されるようになったのは、2008年改訂である。

幼小連携・接続の背景には次の3点が指摘できる。

第一に、1990年代後半に着目されるようになった「小1プロブレム」がある^{注2)}。小1プロブレムとは、幼稚園、保育園から進学した小学1年生が、小学校生活になじめず授業中に騒いだり、動き回ったりすることによって、授業が成立せず学級崩壊に類した状況に陥ることを指す。遊びを通した総合的指導を中心とする幼児期の教育と、教科などの学習を中心とする小学校教育の間に、指導方法やカリキュラム、学びへの姿勢に大きな段差があると捉え、その接続のあり方を見直す動きである。

第二には、小中高段階の課題として焦点化された運動能力の低下、コミュニケーション力や規範意識の低下、自尊心や有能観の低下の諸問題に幼児期から取り組むという方向性である。

第三に、言うまでもなくもっとも直接的な影響を与えたのが、2006年教育基本法第十一条幼児期の教育の新設である。これに伴い2007年に改正された学校教育法において、幼稚園教育の目的が表2に示すとおり、改正された。

「義務教育及びその後の教育を培うものとして」という語句が追加されたことにより、2008年改訂幼稚園教育要領では、幼小接続が第3章「指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」第1節「指導計画の作成にあたっての留意事項」2（特に留意する事項）として、「幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。」と明確に位置づけられることとなった。

これにより、実際の幼稚園教育においては、近隣の小学校との交流を教育課程に位置づけることや教職員の合同研修、とくに支援を必要とする子どもに関しての情報交換の機会等が拡大した。また、研究指定校を中心として、単なる交流にとどまらず、年長の3学期から小学1年生の1学期にかけていわゆる接続期のカリキュラムのあり方に関する研究が進められるようになった。

表2 学校教育法新旧対照表（幼稚園に関する部分）

改正後の学校教育法（平成19年）	改正前の学校教育法
<p>第三章幼稚園</p> <p>第二十二條 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、<u>幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。</u></p> <p>第二十三條 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 健康、安全で幸福な生活のために必要な<u>基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。</u></p> <p>二 <u>集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。</u></p> <p>三 <u>身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。</u></p> <p>四 <u>日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。</u></p> <p>五 <u>音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。</u></p> <p>第二十四條 幼稚園においては、第二十二條に規定する目的を実現するための教育を行うほか、<u>幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第七章幼稚園</p> <p>第七十七條 幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。</p> <p>第七十八條 幼稚園は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。</p> <p>一 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。</p> <p>二 園内において、<u>集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。</u></p> <p>三 <u>身の周りの社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。</u></p> <p>四 <u>言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。</u></p> <p>五 <u>音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。</u></p>

しかしながら、教育現場において幼小連携の重要性に対する認識は深まり、幼児と児童、あるいは教職員の交流は盛んになったものの、幼小の教育の違いを十分理解した上で、幼稚園と小学校が連携して教育課程の編成を行うような教育課程の接続への取り組みが十分であるとはいえない状況が続いた。

こうした状況を受けて、2010年2月、文部科学省初等中等教育局長により設置されたのが、「幼児期の教育と小

学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」である¹⁰⁾。この会議は、「発達と学びの連続性を踏まえた幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方を検討する」ことを目的とし、無藤隆を座長として、2010年3月から10月まで計10回開催され、同年11月に「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」を公表した。2005年10月に第1回部会が開催された中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会

幼稚園教育専門部主査を務めた無藤隆は、2008年改訂幼稚園教育要領以降、一貫して幼稚園教育の教育課程編成に携わっている。

会議においては、①幼児期から小学校にかけて育てべき力としては、(具体的に)どのようなものが考えられるか、②①は、幼児期の教育、小学校教育(教科等)において具体的にどのような学習活動(場面)と結びついているか、③①～②を、幼児期における「5領域」(教育要領・保育指針)と小学校の学習指導要領に即して捉えるとき、どのように説明できるか、④①～④を踏まえ、子どもの発達と学びの連続性を確保するための教育方法としてはどのようなものがあるかについて、各委員からの報告を踏まえて報告書が取りまとめられた。最終報告書に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の姿」は表3のとおりである。

2017年改訂幼稚園教育要領に、これらの議論はどのように活かされているのだろうか。2016年8月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「幼児教育部会における審議の取りまとめ」(報告)¹¹⁾にも明記されているように、項目数が12から10にまとめられているものの、2010年報告書で示された「幼児の姿」と、2017年改訂幼稚園教育要領に示された「幼児の姿」はほぼ同様の内容となっていることが分かる。また、報告書では「三つの自立」と「学力の三つの要素」として扱われていたものが、幼稚園教育において育みたい資質・能力(下線は筆者)として、幼児期の特性を踏まえ下記のように記述された。

- (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かちあったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを
使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

「幼児教育部会における審議の取りまとめ」では冒頭、現行幼稚園教育要領の課題として、OECD国際レポートや「5歳までのしつけや環境が人生を決める」としてわが国でも近年注目を集めたヘックマンの『幼児教育の経済学』(東洋経済新報社、2015年)により広く知られるようになったペリー就学前計画を引用しつつ、「非認知的能力」に着目しており、5歳までに育ってほしい幼児の姿に示された資質能力の背景には「非認知的能力」の重視という考え方が分かる。10の子どもの姿は、これまでの日本の幼児教育のなかでいわれてきた「心情・意欲・態度」と重なる部分が多くあると思われるが、あえて非認知的能力に言及したり、それらをベースとした「幼児の姿」を示したのはなぜだろうか。また、これまでの幼児教育においては、小学校以上の「～ができるようにする」という具体的到達目標ではなく、「～を味わう」、「～を感じる」という生きる力の基礎となる「心情・意欲・態度」を育むことを重視してきたが、あえて「資質・能力」という語を用いたのはどのような意図があるのだろうか。

改訂幼稚園教育要領においても、現行要領の5領域や「環境を通した教育」という幼稚園教育の基本は変わっていない。幼稚園教育と小学校教育では、発達段階の違いに基づいて、教育目標、教育課程の構成原理、指導方法、評価について違いがある。しかし、幼児教育部会の取りまとめによると、子ども一人ひとりの発達や学びは

表3 2010年「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」と2017年改訂幼稚園教育要領との比較

2010年報告書	新幼稚園教育要領(2017年改訂)
各学校・施設において幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の姿	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿
健康な心と体 自立心 協同性 道徳性の芽生え 規範意識の芽生え いろいろな人とのかかわり 思考力の芽生え 自然とのかかわり 生命尊重、公共心等 数量・図形、文字等への関心・感覚 言葉による伝え合い 豊かな感性と表現	健康な心と体 自立心 協同性 道徳性・規範意識の芽生え 社会生活との関わり 思考力の芽生え 自然とのかかわり・生命尊重 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 言葉による伝え合い 豊かな感性と表現

幼児期と児童期ではっきり区分されるものではなく、連続性をもつ。幼児期と児童期をつながりとして捉え、双方が接続する期間を「接続期」とし実践の工夫をしていくことが重要であるという。そのために幼児期と児童期の教育目標を三つの学力という共通概念で示したのが、幼児期に育てたい三つの資質・能力である。これにより、幼稚園から、小、中、高等学校まで一貫した教育目標が示されたことになる。

10の幼児の姿は、幼稚園教育の評価の視点を提示するものである。これまでの幼児一人一人の良さや可能性を評価するという幼児教育における評価方法は分かりにくく、小学校以降の学びにどのようにつながっていくのかが分かりやすく示す意味があると考えられる。それと同時に、幼児教育無償化の議論の本格化に備え、幼児教育の効果を小学校教師のみならず、社会一般に広く示す必要性があったと推察される。前節で指摘したように、家庭と子どもの劣化という文脈のなかで、幼児教育の重要性並びに幼稚園の教育機能を顕示することは、子どもにとってはさておき、文科省、幼稚園側のいずれにも意義あることだからである。

5. おわりに

2017年幼稚園教育要領においては、幼稚園教育の基本についての考え方や領域構成は維持される一方、幼児期に育みたい資質・能力の「3つの柱」やそれらをベースとした「10の姿」が設定されることによって、教育目標や評価の視点に大きな変更がなされた。2017年6月に広島県内幼稚園・保育園連絡協議会主催で開催された第25回セミナー「子どもの育ちを考える」で講演した文部科学省初等中等教育局視学官の湯川秀樹氏は、冒頭、「今回の改訂は大改訂といわれるがそうではない」と述べた。たしかに、「審議の取りまとめ」や説明資料においては、幼稚園教育の独自性に対する配慮が見られ、「10の姿」も従来の幼児教育の延長線上に捉えられるとある。また、2017年改訂の基本的視点は、2008年改訂において示された改訂のポイントとほぼ重複するものであり、「10の姿」もすでに2010年に公表されていたものである。そういった意味で目新しさはない。

しかしながら、幼稚園教育と小学校教育の違いを明確化し、幼児教育の独自性を追求してきた戦後の幼稚園教育の歩みを振り返るとき、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして」の幼小接続に大きく舵を切ったといえる今回の改訂は、やはり大改訂といえるだろう。教育目標と評価の視点は、実践にもっとも大きな影響を及ぼす。「資質・能力」の項目化が今後の幼稚園教育の実践にどの

ような影響をもたらすのか、今後の研究の課題としたい。

注

- 1) 数値は厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成29年4月1日）」（2017年9月1日公表）によるものである。保育所等とは、従来の保育所に加え、幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業のうち、2号認定を含む。
- 2) CiNii Articlesにおいて「小1プロブレム」の初出は、新保真紀子「『小1プロブレム』～1年生の姿から見えてくるもの（子ども時評）」『はらっぱ』184号、1999年4月である。

引用文献

- 1) 文部科学省：幼稚園教育要領改訂の経緯及び概要、(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/026/siryu/05120701/008.htm, 最終閲覧日2017年11月2日)
- 2) 大岡ヨト：「幼稚園教育要領」（1956年）作成の政策的背景とその特質，早稲田教育評論，第26巻第1号，pp. 141～158, 2012.
- 3) 加藤繁美：保育要領の形成過程に関する研究，保育学研究，54巻1号，pp. 6～17, 2016.
- 4) 早瀬真喜子・山本弥栄子：幼稚園教育要領・保育所保育指針の変遷と保育要領を読み解く，プール学院大学研究紀要，第57号，pp. 365～380, 2016.
- 5) 神長美津子：幼稚園教育要領改訂を日々の保育にどう生かす？—新たな幼稚園教育の実現に向けて，これからの幼児教育を考える，2008秋号，pp. 1～7，ベネッセ次世代育成研究所，2008.
- 6) 国立社会保障・人口問題研究所：2015年社会保障・人口問題基本調査（結婚と出産に関する全国調査）現代日本の結婚と出産—第15回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書一，調査研究報告資料，第35号，pp. 50～52, 2017.
- 7) 文部省：「時代の変化に対応した今後の幼稚園教育の在り方について」（最終報告），1997.
- 8) 中央教育審議会：「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について—子どもの最善の利益のために幼児教育を考える」（答申），2005.
- 9) 本田由紀・伊藤公雄（編著）：国家がなぜ家族に干渉するのか—法案・政策の背後にあるもの，青弓社，pp. 13～14, 2017.
- 10) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のあり方に関する調査研究協力者会議（文部科学省 HP http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/070/index.htm 2017年11月5日最終閲覧）
- 11) 幼児教育部会における審議の取りまとめについて（報告）（文部科学省 HP http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/057/sonota/_icsFiles/afieldfile/2016/09/12/1377007_01_4.pdf 2017年11月5日最終閲覧）